

交 規 第 1 5 8 号
令 和 2 年 6 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定。別添1）及び「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定。別添2）においては、「道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用」が図られるよう措置することとされている。

これらの諸決定を踏まえ、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可について、一層弾力的な透明性の高い運用を図ることとされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みである。

本通達に伴い、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成17年4月25日付け青警本交規第413号）については廃止する。

記

1 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路上で行おうとする活動の形態は多様であり、その中には、継続的かつ反復的に行われる収益を伴う活動（以下「経済活動」という。）も含まれ得るところであるが、警察署長が民間事業者等による経済活動に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該経済活動が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該経済活動による交通への影響の度合い、当該経済活動の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断すること。

この場合において、民間事業者等による収益を伴う活動は、特定の民間事業者等の利益となるという側面があり、また、継続的かつ反復的に行われる活動は、一般的に、交通への影響の度合いが大きいことから、警察署長が、民間事業者等による経済活動について、道路交通法第77条第2項第3号に基づき、交通への影響の度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、特に次の点に留意すること。

(1) 民間事業者等が道路上で行おうとする活動の目的

民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動が地域の活性化や都市における賑わいの創出等を目的とし、又はこれらに資するものであると

認められるか否かを考慮すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

民間事業者等が道路上で行おうとする活動が経済活動である場合は、当該経済活動当該経済活動のために道路を使用することについて、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（令和2年6月18日付け交規第157号）の記3に定める措置を講ずること。

なお、民間事業者等による経済活動は、地域住民、道路利用者等と利害が対立する場合もあることから、合意形成の度合いを慎重に見定めること。

(3) 地方公共団体の関与

地方公共団体が地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るために果たす役割にかんがみ、民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動に伴う道路の使用についての地方公共団体の関与の有無及び程度を考慮すること。

2 道路管理者との連携

道路使用許可が必要となる民間事業者等による経済活動は、通常、道路法第32条第1項の規定に基づく道路管理者による道路占用許可の対象となることから、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路管理者と緊密に連携すること。

担当 交通規制課規制第二係

別添 1

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)

〔平成16年3月19日〕
閣 議 決 定

II 重点計画事項

(分野横断的な取組)

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

13 公共施設・サービス等の民間開放の促進

(2) 公共施設の民間による「使用」(利活用)の推進－「公物管理」

規定に基づく「占用許可」条件の見直しなど－

① 道路占用許可、道路使用許可の弾力化

道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る。【平成16年度中に措置】

別添 2

地域再生推進のためのプログラム（抄）

〔平成16年2月27日〕
〔地域再生本部決定〕

昨年10月24日から、地域再生本部（以下「本部」という。）では、地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から積極的かつ総合的に推進してきたところであり、第2回本部（平成15年12月19日）において、「地域再生推進のための基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組の方針等について定めたところである。

また、基本指針に基づき、平成16年1月15日を締切り期限として、地域再生構想の提案を募集したところ、392の主体から、673件の提案が寄せられた。政府においては、「地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する」ことを基本とし、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を重ねてきた。

地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、地域再生を一刻も早く実現するために、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、ここに「地域再生推進のためのプログラム」を定め、政府として着実な実行を図る。

4 地域再生の推進のために政府が実施すべき施策に関するプログラム (2) 提案募集に基づき講じることとする支援措置

別表2に掲げられた事項は、全国において講じる支援措置である。

別表2(全国を対象とした支援措置)

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
201001	警察庁	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。	平成15年度中
201002	警察庁	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出する。	平成16年度中
230001	警察庁 国土交通省	道路使用許可・道路占用許可の手续改善	通達	平成16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図るための通達を発出する。	平成16年度中